

地域密着型サービスにおける 主な指摘事項について

田辺市やすらぎ対策課指導係

令和8年3月

運営指導の留意点・指摘事項について

運営指導における主な指導事項等を取りまとめましたので、各事業所において自己点検を行っていただき、介護保険制度の健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業の実施にご活用ください。

なお、令和7年度運営指導は「地域密着型通所介護」及び「指定相当通所型サービス」の通所系サービス事業所及び「（介護予防）認知症対応型共同生活介護」を中心に運営指導を実施しています。

他サービスでは、基準が異なる場合（委員会の開催頻度等）もありますので、再確認をお願いします。

運営指導の留意点・指摘事項について

1. 介護サービスの実施状況指導及び最低基準等運営体制指導に関すること

サービス共通（重要事項説明書）

◆重要事項説明書に関する指摘事項

1. 苦情の申立て窓口に、通常実施する地域に該当する保険者の窓口が記載されていない。
2. 担当課名および電話番号の誤りが多数見受けられた。

例) 通常実施する地域 → 田辺市、みなべ町、上富田町

田辺市やすらぎ対策課介護保険係	0 7 3 9 - 2 6 - 4 9 3 1
みなべ町健康長寿課介護保険係	0 7 3 9 - 3 3 - 7 2 3 4
上富田町長寿課	0 7 3 9 - 3 3 - 7 3 4 0 など

※昨年度の集団指導でも指摘しています。再度確認してください。

サービス共通（秘密保持）

◆家族の同意

1. 利用者、その家族の個人情報を用いる場合は、当該利用者及び家族の同意をあらかじめ文書により得る必要があるが、**家族からの同意を得ていない**事例が見受けられた。

利用者及び**その家族の個人情報**を用いる場合は、**双方から**あらかじめ文書により**同意を得る必要**がある。

※昨年度の集団指導でも指摘しています。再度確認してください。

サービス共通（運営規程）

◆必要項目の記載等

1. 運営基準上、運営規程に記載すべき必要事項である「虐待の防止のための措置に関する事項」について、記載のない事案が確認された。
2. 運営基準には記載されていないものの「ハラスメントの防止」「身体拘束」「業務継続計画（BCP）」「衛生管理及び感染症の予防等」についても、記載を検討してください。

サービス共通（各委員会及び研修の開催と記録）

◆各委員会の開催

○各委員会について、定められた頻度で実施できていない。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会
→定期的に開催

※委員会記録がない場合、**高齢者虐待防止措置未実施減算の対象**となります。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
→おおむね6月に1回開催

- ・身体拘束等適正化委員会（居住系サービス）
→年4回（3月に1回）以上

○各委員会を実施した際には必ず記録してください。

サービス共通（各委員会及び研修の開催と記録）

◆各研修の開催①

○各研修について、定められた頻度で実施できていない。

・虐待の防止のための研修

→年1回以上

→居住系サービスは、年2回以上

※研修記録がない場合、**高齢者虐待防止措置未実施減算の対象**となります。

・感染症の予防及びまん延の防止のための研修

→年1回以上

→居住系サービスは、年2回以上

○各研修を実施した際には必ず記録してください。

サービス共通（各委員会及び研修の開催と記録）

◆各研修の開催②

○各研修について、定められた頻度で実施できていない。

・ 身体拘束適正化研修（居住系サービス）

→年2回以上

・ 業務継続計画（BCP）研修

→年1回以上

→居住系サービスは、年2回以上

※なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。

○各研修を実施した際には必ず記録してください。

サービス共通（各委員会及び研修の開催と記録）

◆各訓練の開催①

○各訓練について、定められた頻度で実施できていない。

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための訓練
→年1回以上
→居住系サービスは、年2回以上
- ・避難、救出その他必要な訓練
→定期的に開催

○各訓練を実施した際には必ず記録してください。

サービス共通（各委員会及び研修の開催と記録）

◆各訓練の開催②

○各訓練について、定められた頻度で実施できていない。

・業務継続計画（BCP）訓練

→年1回以上

→居住系サービスは、年2回以上

※なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。

○各訓練を実施した際には必ず記録してください。

サービス共通（各委員会及び研修の開催と記録）

◆各指針について

- ・「虐待の防止のための指針」及び「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」について、**事業所で作成したものではなく**研修資料や民間等のマニュアルを指針としている事業所が見受けられた。
- ・事業所として、各指針を作成しておいてください。

サービス共通（各委員会及び研修の開催と記録）

◆記録の作成

- ・研修、委員会、訓練等を実施したことについて記録として残していない事業所が見受けられました。

（※日付、参加者、内容、使った資料等の記録）

- ・**タイトルを記載する等**で何を実施したのかすぐにわかるようにしておいてください。

※「〇〇委員会」、「〇〇に関する研修記録」等

- ・また、研修と訓練を同日に行うこともありますが、**研修と訓練を分けて記録**（1枚でも構わない）してください。

※今年度の運営指導において、**一番多かった指摘事項がこの記録の作成**になります。

サービス共通（各推進員について）

◆各推進員の任命について

- ・「人権擁護推進員」、「衛生管理推進員」及び「災害対策推進員」について、それぞれ適切な職員を任命し、書面で確認できるようにしておいてください。
- ・任命にあたっては、各推進員の役割や業務内容についても確認しておいてください。

◆運営推進会議について

- ・運営推進会議での評価、要望、助言等の記録は、ホームページに掲載する、紙媒体で閲覧できるようにする、事業所内に掲示するなど公表する必要があります。

2. 報酬請求指導に関すること

通所系サービス（高齢者虐待防止措置未実施減算）

◆高齢者虐待防止措置未実施減算

- ・ 高齢者虐待防止のための対策を検討する **委員会** を定期的に 開催して
いない
- ・ 高齢者虐待防止のための **指針** を 整備していない
- ・ 高齢者虐待防止のための年1回以上の **研修** を 実施していない
- ・ 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための **担当者** を 置いていない

※上記4つの項目の内、一つができていなかったため、3か月間減算となる事案がありました。

※委員会の開催、研修の実施については、運営指導時に **記録** が確認できなかった場合、**減算の対象** となりますので、必ず **記録** してください。

認知症対応型共同生活介護（看取り介護加算）

◆看取り介護加算

- ・ 看取り介護についての同意書に「死亡月と退居月が異なる場合」に関する内容の記載がなかった。
- ・ 看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者が退居等する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておいてください。

認知症対応型共同生活介護（医療連携体制加算）

◆医療連携体制加算

- ・ 「重度化対応に関する指針」に同意を得ているが、日付が確認できなかった。
- ・ 訪問看護ステーションとの業務締結に関する契約書について、押印のある原本がすぐに確認できなかった。
- ・ 24時間連絡の確保について、文書での取り決めが確認できなかった。
- ・ 看護師による日常健康管理を確認する、看護記録に看護師氏名が確認できなかった。

※報酬返還等には該当しませんでした。再度確認ください。

◆科学的介護推進体制加算

1. LIFE への入力方法が誤っており、データ提出の確認ができなかった。
2. データの提出頻度について、少なくとも3か月に1回以外に利用開始月の提出や終了する場合の終了月の提出も必要であるが確認できなかった。

上記2点について、確認できなかった。

◆認知症チームケア推進加算

- ・「対象者一人につき、月1回以上の定期的なカンファレンスの開催」に関し、その記録が確認できなかった。
- ・カンファレンス実施後は、必ず記録してください。
- ・加算を算定する上で必要となるワークシートについて、定められた様式を活用してください。

自主点検（自己点検シート、要件シート）

○介護保険施設等運営指導マニュアル（厚生労働省）より、
日ごろから自主点検をお願いします。

・ 介護保険施設等運営指導マニュアル

（令和6年7月4日厚生労働省老健局長通知） ◇介護保険最新情報Vol.1288

・ 介護保険施設等運営指導マニュアルの一部改正について（通知）

（令和6年3月11日厚生労働省老健局長通知） ◇介護保険最新情報Vol.1211

※別添「自己点検シート」「要件シート」